

# 大会・研究会等における アルバイト雇用の進め方

一般社団法人 電気学会  
事業サービス課  
第2.2版(2023年10月)

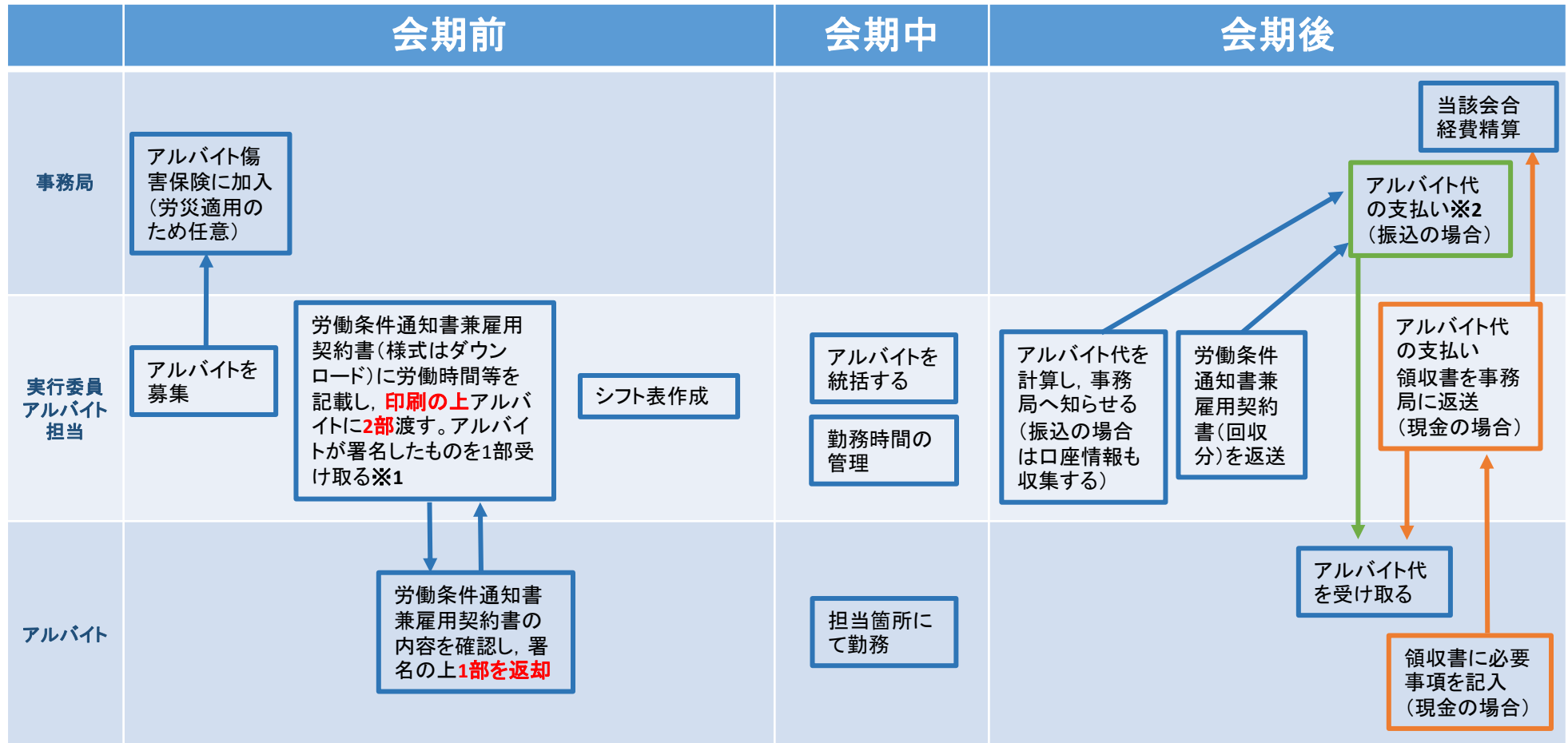
【注意事項】本資料に記載の内容は、法令の改正に基づき、変更になることがあります。必ず電気学会HPに掲載している最新版をご参照くださいますよう、お願い申し上げます。

Part1

# アルバイト雇用の進め方

# アルバイト雇用の進め方①

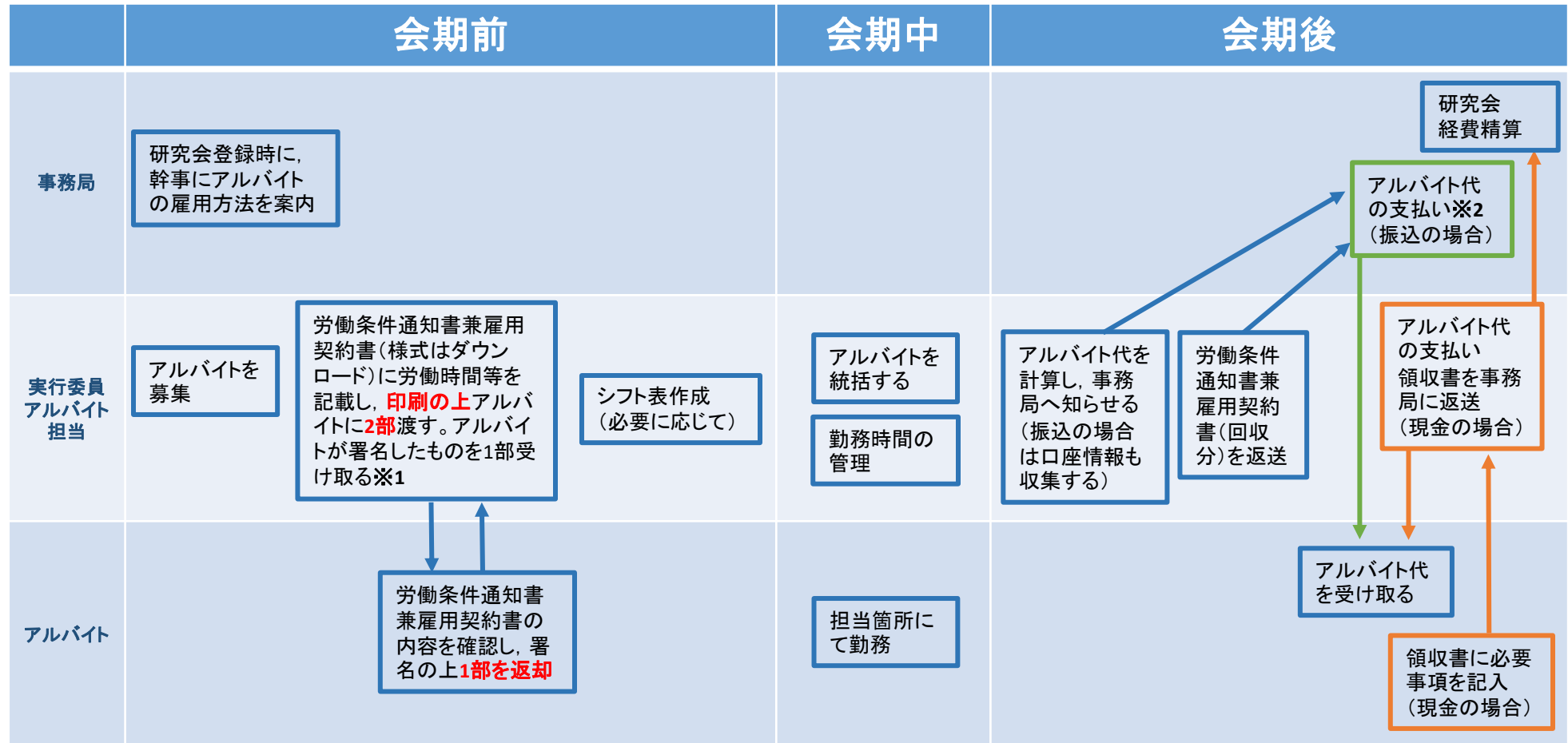
## (全国大会・部門大会・国際会議の場合)



※1 2019年4月より、アルバイトが同意した場合には電子での交付が可能

※2 アルバイト代は超過勤務や源泉税等により端数が発生するケースが多いため振込での支払いを推奨  
 緑色、オレンジ色の箇所はいずれかを選択

# アルバイト雇用の進め方② (研究会の場合)



※1 2019年4月より、アルバイトが同意した場合には電子での交付が可能

※2 アルバイト代は超過勤務や源泉税等により端数が発生するケースが多いため振込での支払いを推奨  
緑色、オレンジ色の箇所はいずれかを選択

# 労働条件通知書兼雇用契約書の作成方法① (全国大会・部門大会・国際会議の場合)

電気学会HPより「アルバイト様式」のzipファイルをダウンロードしてください。zipファイル内の全国大会用ファイル(WordおよびExcelファイル)を使用し、以下に従い作成して下さい。

No. 例1

労働条件通知書 兼 雇用契約書

年 月 日

電気 太郎 様

事業場名称・所在地 一般社団法人 電気学会  
東京都千代田区五番町6-2 Homat Horizonビル8階  
使用者 職氏名 専務理事 酒井 祐之

契約期間	期間の定めあり(平成31年3月11日から平成31年3月14日) 1 契約の更新の有無 契約の更新はない
就業の場所	平成31年電気学会全国大会会場 (北海道札幌市手稲区南田7条15丁目4-1 北海道科学大学内)
従事すべき業務の内容	1 会場担当(座長の補助・会場整理等) 2 各フロア・本部連絡担当 3 受付(総合案内、当日・事前受付、無線LAN申込受付等)とクローク担当 4 書籍販売担当 5 学内通導・バス乗車誘導担当 6 その他会場での大会運営補助業務
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無	1 始業(8時30分) 終業(17時30分) 2 休憩時間(60分) 3 所定時間外労働の有無(有)
外労働の有無に関する事項	
賃金	基本賃金 日給 (3月11日は3,000円、他日は1日あたり3,000円、なお半日の勤務の場合は1,500円) 2 請手当の算定又は計算方法 交通費 日額300円/計算方法:JR札幌駅から大学の往復乗車相当 3 所定時間外、又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 法定額(25%) ロ 深夜(25%) 4 賃金支払日 5 賃金の支払方法 本人の同意を得て直接銀行口座に振込にて全額支払 6 昇給(無)
退職に関する事項	次の各号の一に該当するときは解雇する。 一 精神または身体の障害により職務に耐えられないと認められたとき。 二 就業状況が著しく不良で就業に適合しないと認められたとき。 三 破産的もしくは破産的な行動をなす等、本会業務の運営進行を著しく妨害したとき。 四 天災事変その他やむを得ない事由により、事業の継続が不可能になったとき。
安全衛生・災害補償などに関する事項	一般社団法人電気学会 安全衛生規則・災害補償に基づく。
	以上の労働条件について同意し、雇用契約を締結します。 労働者氏名

担当部署 一般社団法人電気学会 事業サービス課  
Tel: 03-5221-7313 e-mail: event@iee.or.jp

左図で青枠の箇所はExcelに入力したものが自動で反映されます。その他の箇所は委員会にて記入してください。

**休憩時間: 以下のとおり設定すること**  
労働時間が6時間を超え8時間以内: 45分以上  
労働時間が8時間を超える場合: 60分以上

**賃金: 東京都の最低賃金を下回らないこと**  
電気学会の所在地である東京都を基準とします。  
2023年10月1日現在、東京都の最低賃金は1,113円です。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/minimumchiran/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/index.html)

※日給で支払う場合は本資料P10を参照して下さい。

**賃金の支払方法: 下記のいずれかとする**  
通貨にて、直接本人に全額を支払うものとする  
本人の同意を得て直接銀行口座に振り込みにて全額を支払う

**署名欄:**  
必ず2部作成し、双方にアルバイトの方の署名を貰って下さい。  
労働者(アルバイト)と使用者(電気学会)とで1部ずつ保管します。

# 労働条件通知書兼雇用契約書の作成方法② (研究会の場合)

電気学会HPより「アルバイト様式」のzipファイルをダウンロードしてください。zipファイル内の研究会用ファイル(WordおよびExcelファイル)を使用し、以下に従い作成して下さい。

No. 例

労働条件通知書 兼 雇用契約書

電気 太郎 様 事業場名称・所在地 一般社団法人 電気学会 東京都千代田区五番町6-2 Homat Horizonビル8階 使用者 職氏名 専務理事 酒井 祐之	
契約期間 期間の定めあり(平成31年1月8日 から 平成31年1月10日) 1 契約の更新の有無 契約の更新はしない	就業の場所 電気学会●●研究会会場 (東京都千代田区五番町6-2 Homat Horizonビル8階 電気学会事務局)
従事すべき業務の内容 研究会運営の補助業務	始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無 1 始業(8時00分) 終業(18時00分) 2 休憩時間(45分) 3 所定時間外労働の有無(有)
賃金 基本賃金 時給1,000円 2 請手当の額又は計算方法 支給なし 3 所定時間外、又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 法定超(25)% ロ 深夜(25)% 4 賃金支払日(平成31年1月10日) 5 賃金の支払方法(通貨にて、直接本人に全額を支払うものとする) 6 昇給(無)	退職に関する事項 次の各号の一に該当するときは解雇する。 一 精神または身体の障害により職務に耐えられないと認めるとき。 二 就業状況が著しく不良で就業に適さないと認めるとき。 三 破壊的もしくは積極的な行動をなす等、本会業務の運営進行を著しく妨害したとき。 四 天災事変その他やむを得ない事由により、事業の継続が不可能になったとき。
安全衛生・災害補償などに関する事項 一般社団法人電気学会 安全衛生規則・災害補償に基づく。	以上の労働条件について同意し、雇用契約を締結します。 労働者氏名

左図の黄色掛けの箇所はExcelに入力したものが自動で反映されます。その他の箇所は委員会にて記入して下さい。

**休憩時間: 以下のとおり設定すること**  
 労働時間が6時間を超え8時間以内: 45分以上  
 労働時間が8時間を超える場合: 60分以上

**賃金: 東京都の最低賃金を下回らないこと**  
 電気学会の所在地である東京都を基準とします。  
 2023年10月1日現在、東京都の最低賃金は1,113円です。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/minimumichiran/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/index.html)

※日給で支払う場合は本資料P10を参照して下さい。

**賃金の支払方法: 下記のいずれかとする**  
 通貨にて、直接本人に全額を支払うものとする  
 本人の同意を得て直接銀行口座に振り込みにて全額を支払う

**署名欄:**  
 必ず2部作成し、双方にアルバイトの方の署名を貰って下さい。  
 労働者(アルバイト)と使用者(電気学会)とで1部ずつ保管します。6

参考

# 労働条件通知書への記載事項 (絶対的明示事項・相対的明示事項)

	絶対的明示事項 (必ず明示しなければならないこと)	相対的明示事項 (定めがある場合には、明示しなければならないこと)
書面の交付による明示事項	<ul style="list-style-type: none"><li>① 契約期間に関する事</li><li>② 期間の定めがある契約を更新する場合の基準に関する事</li><li>③ 就業場所、従事する業務に関する事</li><li>④ 始業・終業時刻、休憩、休日などに関する事</li><li>⑤ 賃金の決定方法、支払時期などに関する事</li><li>⑥ 退職に関する事(解雇の事由を含む)</li><li>⑦ 所定外労働の有無に関する事</li></ul>	
口頭の明示でもよい事項	<ul style="list-style-type: none"><li>⑧ 昇給に関する事</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 退職手当に関する事</li><li>② 賞与などに関する事</li><li>③ 食費、作業用品などの負担に関する事</li><li>④ 安全衛生に関する事</li><li>⑤ 職業訓練に関する事</li><li>⑥ 災害補償などに関する事</li><li>⑦ 表彰や制裁に関する事</li><li>⑧ 休職に関する事</li></ul>

※厚生労働省のホームページより引用

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/dl/150312-1.pdf>

※赤文字は電気学会でアルバイトを雇用する際に、明示が必要な事項

Part2

# アルバイト雇用における 注意事項



# アルバイト雇用における注意事項①

- 労働基準法を遵守いただき、労働時間は1日8時間以内に設定して下さい。
- 労働時間が6時間を超え8時間以内となる場合は、労働時間の途中に少なくとも45分以上の休憩を与えて下さい。
- 資格外活動許可を受けていない留学生は、絶対に就労させないで下さい。
- アルバイト代を現金で支払う際、アルバイトの方に領収書を記入いただいで下さい。

(様式) <http://www2.iee.or.jp/ver2/honbu/03-data/kenqreceipt.doc>

(見本) <http://www2.iee.or.jp/ver2/honbu/03-data/kenqreceiptsample.pdf>

## アルバイト雇用における注意事項②

- 時給, 日給の設定に関して規程はありませんが, 東京都の最低賃金以上の金額に設定してください。最低賃金はこちらからご確認ください:  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/minimumichiran/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/)

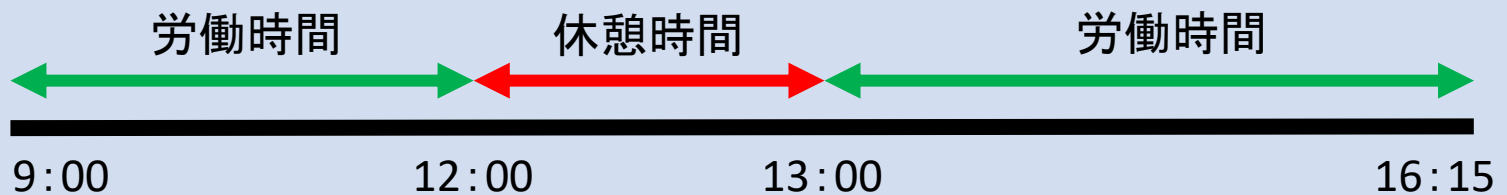
# アルバイト雇用における事例①

アルバイトに6時間15分勤務させた。休憩をとらせる時間がなかったため、休憩分の1時間早く終業とし、帰宅させた。

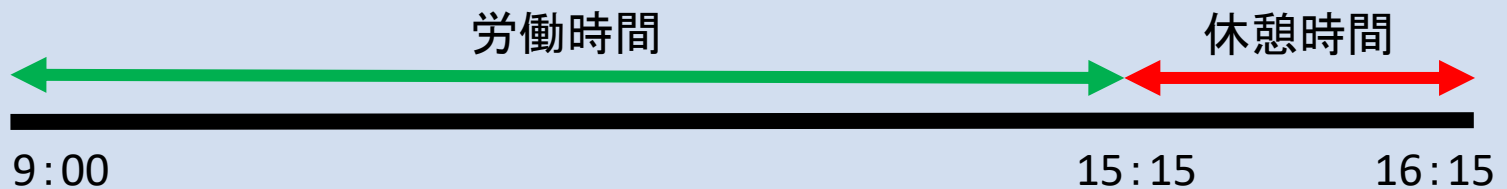
NG

休憩は必ず**労働時間の途中**に与えて下さい。  
(労基法34条1項)

OK



NG



## アルバイト雇用における事例②

アルバイトに研究会の受付対応をしてもらったが、1時間だけだったので、現金ではなく弁当を支給してアルバイト代とした。

NG

賃金(アルバイト代)は必ず通貨で支払って下さい。  
(労基法第24条)

賃金支払の5原則

通貨払の原則

銀行口座振込で支払う場合は、  
アルバイトの方の同意が必要です

直接払の原則

「同じ研究室の〇〇くんにアルバイト代  
を渡しておいて！」はNGです

全額払の原則

毎月1回以上払の  
原則

賃金の支払日を、雇用契約時に通知  
しなければなりません

○ 当月20日, 当月末日

× 第2金曜日, 次に学校へ来る日

一定期日払の原則

# アルバイト雇用における事例③

国際会議において、外国人留学生アルバイトとして雇い、海外参加者対応にあたってもらった。

要注意

資格外活動許可を受けているか、必ず確認して下さい。  
(入管法第19条)

資格外活動許可を受けている場合、1週について28時間以内(留学の在留資格をもって在留する者については、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、1日について8時間以内)の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受け取る活動に従事することができます。



(注)上記の「新たに許可された活動内容」の文言は、平成22年7月1日から使用

資格外活動の許可は、**証印シール(旅券に貼付)又は資格外活動許可書の交付により受けられます。**証印シール又は資格外活動許可書には、「新たに許可された活動内容」が記載されますが、雇用主である企業等の名称、所在地及び業務内容等を個別に指定する場合と、1週に28時間以内であること及び活動場所において風俗営業等が営まれていないことを条件として企業等の名称、所在地及び業務内容等を指定しない場合(以下、この場合を「包括的許可」といいます。)があります。  
なお、包括的許可の場合は、「新たに許可された活動内容」には、以下のとおり記載されます。  
「出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項第1号に規定する活動」

※入国管理局のホームページより引用

<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyuu/shikakugai.html>

# アルバイト雇用における事例④

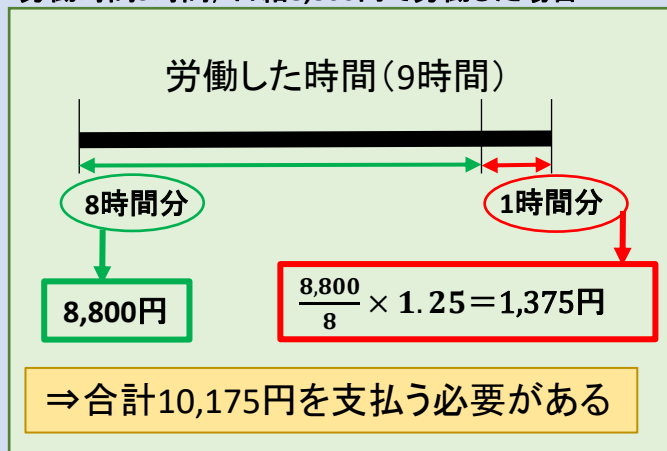
アルバイトに法定労働時間を超えて労働させたが、日給制としたため、割増賃金を支払わなかった。

NG

日給制の場合でも、法定労働時間を超えて労働させた場合には割増賃金の支払いが必要です。

$$1 \text{ 時間あたりの割増賃金額} = \frac{\text{日給額}}{\text{1日の所定労働時間数}} \times \text{割増率}$$

【正しい例】1日の所定労働時間8時間、実際の1日の労働時間9時間、日給8,800円で労働した場合



割増賃金と割増率[1]

種類	支払う条件	割増率
時間外 (時間外手当・残業手当)	法定労働時間(1日8時間・週40時間)を超えたとき	25%以上
	時間外労働が限度時間(1か月45時間、1年360時間等)を超えたとき	25%以上 (※1)
	時間外労働が1か月60時間を超えたとき(※2)	50%以上 (※2)
休日 (休日手当)	法定休日(週1日)に勤務させたとき	35%以上
深夜 (深夜手当)	22時から5時までの間に勤務させたとき	25%以上

(※1)25%を超える率とするよう努める必要があります。

(※2)中小企業については、2023年4月1日から適用となります。

[1]東京労働局のホームページより抜粋